



第 46 号

令和2年8月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047 島田市中溝町1726-4

☎ 〈0547〉 36-8000(代)

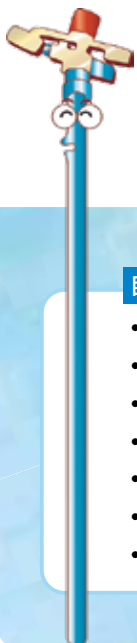
FAX 〈0547〉 36-0830

HP <http://midorinet-makinohara.com>



凍った様子

今年3月17日朝7時過ぎの御前崎市内の茶園風景。遅霜の時期にスプリンクラーで茶畑に散水し、お茶の葉を凍らせます。水が凍るときに僅かな熱を出し温度を上げる潜熱により、散水し続けて茶の表面の水が凍っている間は、この熱によりお茶の新芽は0℃前後に保たれ、凍霜害による被害を防ぐことができます。



目次

- ・ 理事長あいさつ／正副理事長改選／新理事紹介／おくやみ…………… 2
- ・ 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長あいさつ／県農林事務所長あいさつ…………… 3
- ・ 令和元年度通常総代会／理事長表彰／県土連功労者表彰…………… 4
- ・ 平成30年度決算及び令和2年度予算／令和2年度運営方針…………… 5
- ・ 改良区の事業紹介（補修整備と支援制度／流入管修繕）…………… 6
- ・ お茶への効果的なかん水方法／茶園からの転作（近況報告）…………… 7
- ・ 農地転用等及び組合員資格得喪の手続き／非農地による除外・加入制度…………… 8



理事長あいさつ

牧之原畑地総合整備土地改良区
理事長 染谷 絹代

組合員の皆様をはじめ国、県、関係市の皆様には、日頃より当改良区の事業推進や運営に対しまして深いご理解とご支援を賜っておりますこと感謝申し上げます。

さて、前理事長伊藤壽一様が昨年9月に急逝されたことに伴い、暮れの理事会におきまして不肖私が理事長という大役を仰せつかることとなり、ことの重大さと責任の重さに身の引き締まる思いであります。茶業を取り巻く環境は、長く続く茶価の低迷や就農者の高齢化、後継者問題の深刻化、更に、施設を管理していただいております各用水組合においては、組合員数の減少、耕作放棄地の拡大、役員のなり手不足等大変厳しい状況に直面しておりますが、組合員の皆様、また役員の皆様のご理解、ご協力を賜り、土地改良区理事長の職務を誠心誠意取り組んで参る所存でありますのでよろしくお願い申し上げます。

ところで、前理事長の伊藤壽一様におかれましては、平成13年3月理事に就任以降、平成21年10月からは副理事長に就任され、平成25年5月からは理事長代行副理事長、そして、平成25年10月からは理事長に就任されました。理事長就任後、当土地改良区は「施設建設の時代から施設の維持管理の時代」を迎えたことから、「総代定数及び選出方法の見直し」をはじめ「水使用料金制度から管理賦課金制度への移行」など困難な改革に精力的に取り組んでいただき、今日の改良区の礎を築いていただきました。こうした長年にわたる取り組みとそこご功績に感謝申し上げますと共に、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

私は、農業に対する経験と十分な見識を持ち合わせておりませんが、伊藤前理事長の改良区運営に対する強い意向を継承し、先人の努力の賜であるこの土地改良施設の適切な維持管理、更には施設からの恩恵である農業用水を活用したこれからの農業形態の検討等、抱える多くの課題に組合員の皆様と国・県、関係市をはじめ、今後は農協関係者の皆様とも情報共有と連携を深め、スピード感を持って対応して参りますので、改めてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

正副理事長が改選されました



杉本 基久雄
副理事長



宮城 力弘
副理事長

令和元年12月24日開催の令和元年度第3回理事会において、不在となっていました理事長の互選が行われ染谷絹代副理事長（島田市長）が理事長に就任されました。また、大関住男副理事長の辞任により副理事長2人の互選も同時に行われ、杉本基久雄理事

（牧之原市長）、宮城力弘理事がそれぞれ副理事長に就任されました。任期は残任期間の令和3年10月25日までとなりますが、その間大変厳しい茶業情勢の中、豊富な行政経験や農業者の立場から土地改良区の運営の舵取りをお願いすることとなります。

大関理事には副理事長として、平成22年5月31日から9年7ヶ月余りの間、県営畑総事業の完了、国営造成土地改良施設整備事業の推進に取り組まれました。引き続き会計担当理事としてご活躍をいただきます。

新理事紹介



坪井 正守
理事

第4被選挙区（菊川市）で欠員でありました組合員である理事1名の補欠選挙が令和2年3月執行され、坪井正守氏（菊川市東横地）が無投票当選し、令和2年3月31日就任されました。

坪井理事には任期満了となる令和3年10月25日までの間、これまで培われた茶産業界への経験や知識を活かされ、当土地改良区の運営にご尽力をお願いするものです。

おくやみ

令和元年9月24日、伊藤壽一理事長（享年81歳）が逝去されました。故人は平成13年に理事に就任以来、平成21年から副理事長、平成25年には理事長に就任されました。この間、静岡県土地改良事業団体連合会理事も務められました。また、菊川町、菊川市における永年の地方自治功労が認められ、平成26年に旭日双光章を受賞されました。

理事長在任中は、管理賦課金制度への移行や国営造成土地改良施設整備事業の完了まで予算確保や事業推進に邁進され、当土地改良区の運営に多大なご尽力をいただきました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

松井清志理事が令和2年6月24日逝去されました。松井清志理事は、補欠選挙により平成27年4月1日から御前崎市選出の理事として、今期は受益地管理委員会副委員長を務められ、行政経験を活かして当土地改良区の運営に多大なご尽力をいただきました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。



ごあいさつ

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
所長 澤田 真之

牧之原畑地総合整備土地改良区の皆様には、日頃より農業・農村の振興に向けた各種施策の推進に格段のご理解とご協力を賜るとともに、国営牧之原農業水利事業で整備された農業水利施設について、適切な施設の運用や維持管理をしていただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方には心よりお見舞い申し上げます。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

さて、令和2年3月31日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。

我が国の食料・農業・農村は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少・高齢化の深刻化、日米貿易協定等の新たな国際環境、頻発する自然災害や家畜疾病等の発生、さらには新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しております。

新たな基本計画は、我が国の食料・農業・農村が次世代へと持続的に継承され、国民生活の安定や国際社会に貢献していくための今後10年間の農政の指針となるものであり、関係府省や地方公共団体、生産者、消費者、事業者、関係団体等の中で連携・協働しながら、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

当事務所においても関係する皆様と連携して関連施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、牧之原畑地総合整備土地改良区管内の農業・農村の発展と皆様のご活躍を祈念申し上げまして、挨拶の言葉とさせていただきます。



ごあいさつ

静岡県志太榛原農林事務所
所長 望月 辰彦

日頃より、組合員並びに関係の皆様におかれましては、静岡県が進める農業農村整備事業の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年の県内一番茶の動向ですが、4月中旬以降の低温や降雨の減少により荒茶生産量は昨年より減少し、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により供給量の減少に関わらず需要が低迷し、茶価も前年比割れと茶業に携わる皆様にとっては引き続き厳しい環境が続いている状況でございます。

このような中、志太榛原農林事務所といたしましては、生産者の努力が所得の向上に結び付くよう、需要に応じた生産体制の確立を目指して、担い手農家への茶園の集積・集約を図るため、本年度から工事着手する農地中間管理機構関連整備事業静波地区及び本年度新規採択予定の同事業朝生原地区等により茶園の基盤整備等を推進してまいります。

また、牧之原用水関連施設につきましては、県営造成施設は昨年度から施設の長寿命化を図るため、ファームポンド、揚水ポンプ等の用水施設の機能診断、機能保全計画を策定しております。今後は用水施設の長寿命化対策工事を計画的に実施し、用水の安定供給に対する支援に努めてまいります。

農業者の高齢化、担い手不足が懸念される中、茶栽培の維持・発展や農村環境の保全のためには、基盤整備及び集積・集約化による生産効率の高い農地の確保をはじめ農業の省力化が不可欠となると考えております。豊かな農業農村を次世代に継承していただくために、関係機関や土地改良区の皆様方と一丸となって農業基盤整備を着実に進め、生産力強化に取り組んでまいりますので、これまで以上に御支援と御協力ををお願い申し上げます。



ごあいさつ

静岡県中遠農林事務所
所長 森谷 浩行

日頃より、組合員はじめ関係の皆様方には、農業農村整備事業の推進に御支援や御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年県内産一番茶の生産は、低温少雨や新型コロナウイルス感染症拡大による景況の悪化に伴い、記録的減産となった前年を下回る単価反収となり、生産者にとって大変厳しいものとなりました。

このような近年の厳しい茶の生産状況を鑑み、県では、官民の総力を結集したChaOIプロジェクトを立ち上げ、異なる技術やアイデア、ノウハウを組み合わせた革新的な商品や新しい利用方法の開発等を支援し、静岡茶の新たな価値の創造と需要の創出を推進します。

また、中遠農林事務所では、「茶産地を支える継続性のある多様な茶業経営体の育成」を重点プロジェクトとし、「共同茶工場の体質強化」や「需要に応じた茶生産と販路拡大」、「茶園の集積と基盤整備」に取り組んでおり、菊川市の古谷地区等をモデル地区として乗用型茶園管理機の導入を可能とする基盤整備について経営体と意見交換を行い、農地集積に応じて農家負担が軽減される国庫補助事業等を活用した、園地の区画整理や平坦地化等を戦略的に推進します。

牧之原地域において県営畑総事業で整備した畑地かんがい施設も老朽化が年々進行し、維持管理や営農への支障が懸念されています。本年度、これらのうち基幹的農業水利施設について、計画的に長寿命化対策を実施するため、機能診断のうえ保全計画を策定します。

今後とも、牧之原地域の茶業の発展に向け、経営基盤の確立・強化、担い手の確保・育成を図ってまいりますので、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度 通常総代会報告 ～全議案とも原案どおり可決～

令和元年度通常総代会は、令和2年3月25日(水)に牧之原畑地総合整備土地改良区会議室において開催されました。本総代会は新型コロナウイルス感染防止のため、5名の総代の出席とし、規模を縮小し書面議決を採用して開催することとなりました。会議は午前9時30分より始まり、染谷理事長の挨拶のあと議事に入りました。議長に牧之原市の平幹夫総代が選出され、議事は平成30年度決算関係及び令和元年度補正関係等で14件が上程され、議決案件については令和2年度予算関係を含む12件が上程され、全議案ともすべて原案どおり可決決定され、滞りなく終了しました。

総代会提出議案

承認第1号～6号 報告第1号	平成30年度事業報告書、一般及び特別会計収支決算関係 平成30年度基金積立状況の報告
承認第7号～14号 第1号議案	令和元年度 一般及び各特別会計の補正予算(第1次～第3次)関係 定款及び規約等の一部改正と規程の制定について
第2～6号議案	令和2年度 一般及び特別会計収支予算関係
第7号議案	令和2年度 賦課金の徴収時期及び方法について
第8号議案	令和2年度 加入金について
第9号議案	令和2年度 金銭及び余裕金の預入先について
第10号議案	令和2年度 借入金について
第11号議案	農地転用等決済金単価の改正について
第12号議案	附帯決議



令和元年度 土地改良区理事長表彰

当土地改良区表彰規程に基づき、10年以上にわたり土地改良区の運営に尽力された役員、総代及び、15年以上水利施設の適切な維持に努め、その運営が他の模範となる用水組合に対して、その功績を称え表彰されました。

なお、令和元年度通常総代会は、新型コロナウイルス感染防止により規模縮小開催のため、表彰授賞式は中止となりました。

◆役員・総代表彰(順不同)

【役員】6名

- 宮城力弘副理事長(菊川市)
- 太田佳晴理事(牧之原市)
- 小塚悦夫理事(牧之原市)
- 畑勝也理事(牧之原市)
- 松井三郎理事(掛川市)
- 内田隆総括監事(菊川市)

【総代】8名

- 原口博雄総代(牧之原市)
- 鈴木昂総代(掛川市)
- 松浦光廣総代(掛川市)
- 山城行雄総代(掛川市)
- 赤堀富洋総代(菊川市)
- 宇都木恵治総代(菊川市)
- 後藤佳正総代(菊川市)
- 浦野秀一総代(菊川市)

◆組合表彰13組合(順不同)

※畑地用水組合省略

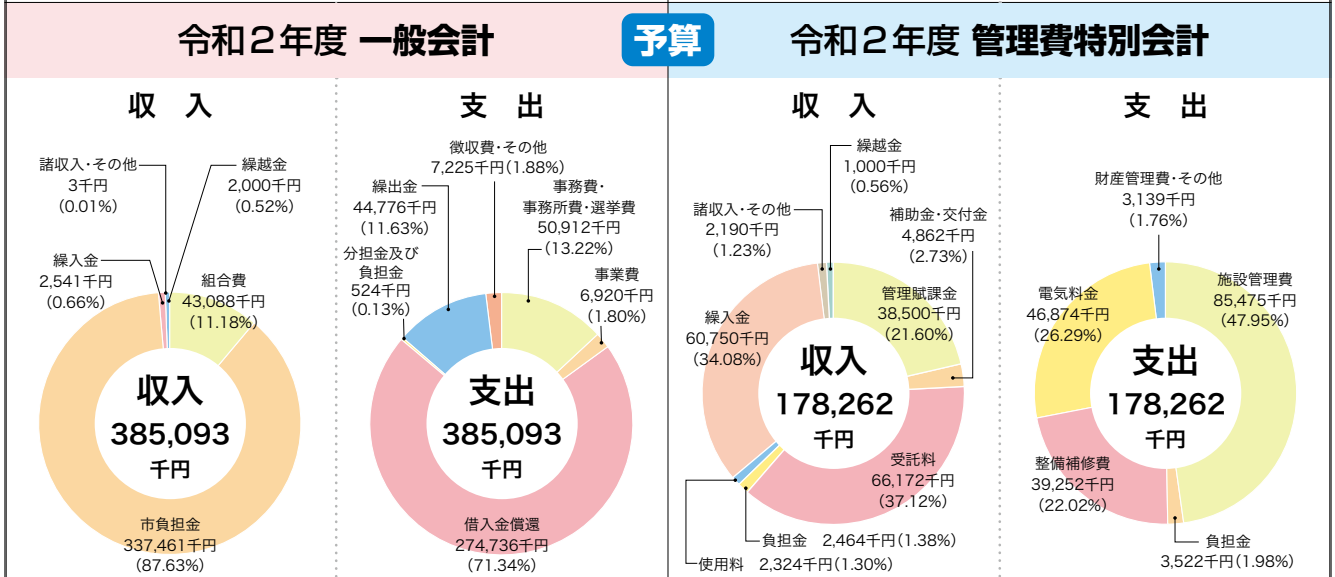
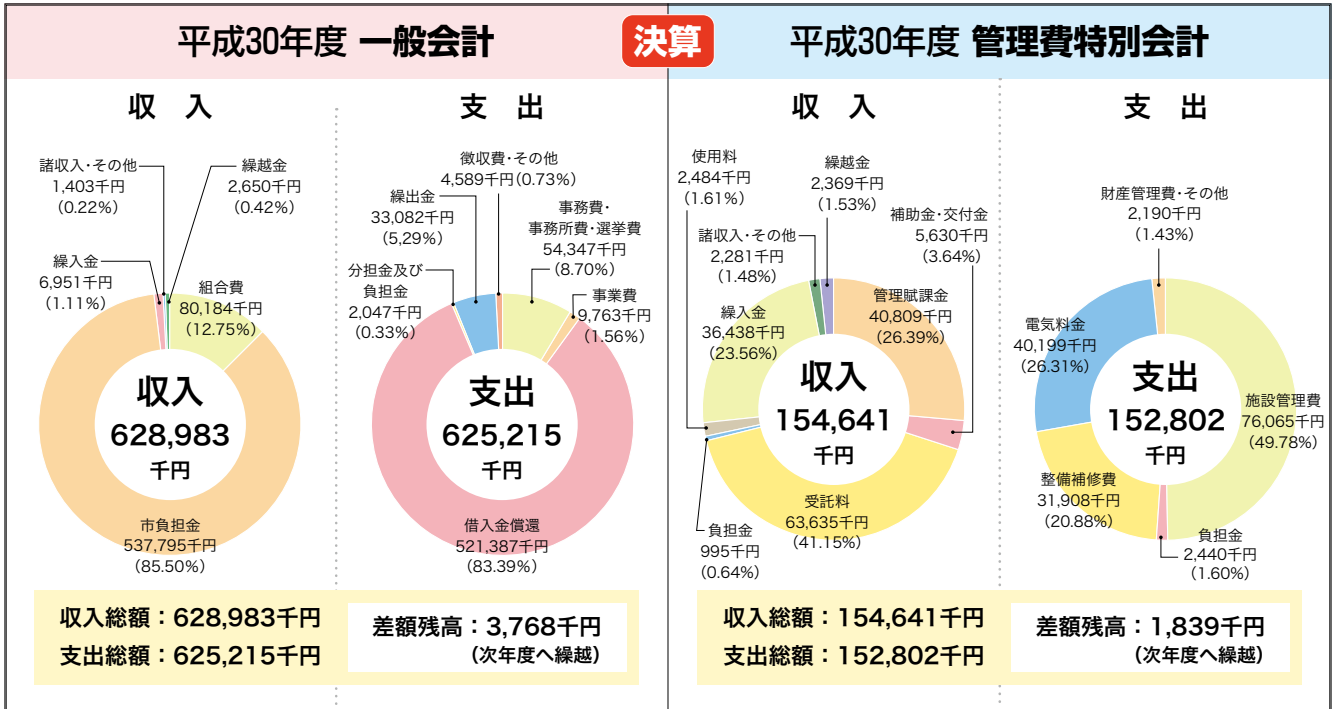
- 宇戸呂原(金谷9工区)
- 鎌研(金谷12工区)
- 金谷16工区(金谷16工区)
- 金谷青木原(金谷18・19工区)
- 金谷中原(金谷27工区)
- 坂口5(榛原5工区)
- 三亀ヶ谷(榛原13工区)
- 坂部41(榛原41工区)
- 43(榛原43工区)
- 倉沢1-1(菊川1-1工区)
- 20工区仁王辻(菊川20工区)
- 中田原(浜岡18工区)
- 大陣原(浜岡19工区)

令和元年度 静岡県土地改良事業団体連合会 功労者表彰

静岡県土地改良事業団体連合会の土地改良功労者表彰の役員の部において、当土地改良区からは5人の方が受賞されました。授賞式は新型コロナウイルス感染防止のため、同連合会通常総会が開催規模縮小となり、7月開催の臨時総会において授賞式が執り行われました。この功労者表彰は、多年にわたり土地改良事業への貢献が評価されたもので、引き続き土地改良区の運営等に益々のご尽力・ご協力をお願いするところであります。

受賞された方々は次のとおりです。

- 〈受賞者〉●宮城力弘副理事長(菊川市)
- 太田佳晴理事(牧之原市)
- 畑勝也理事(牧之原市)
- 松井三郎理事(掛川市)
- 内田隆総括監事(菊川市)



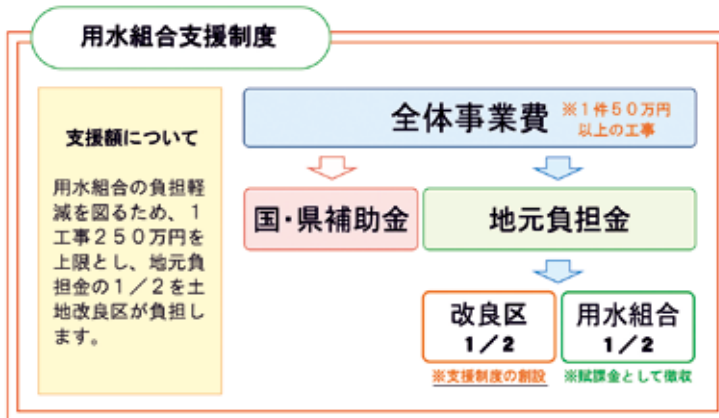
令和2年度 運営方針

令和2年度の運営方針は「闘う土地改良」のもと、令和元年度の総括を踏まえ、4つの基本方針は前年度から継続し、下記のとおりそれぞれの主な取組を進めていきます。

基本方針	令和元年度取組の総括	令和2年度主な取組
・施設の管理体制強化と用水の安定供給	施設の補修整備計画の策定と用水組合支援制度の制定。 ファームポンド流入施設13箇所修繕。 工区管理責任者の委嘱と点検依頼、施設管理研修会の開催。	県営末端施設の補修整備に係る要望取りまとめ、実施計画の策定。 ファームポンド流入施設不具合箇所の修繕。 施設管理研修会の開催。
・財政基盤の安定化と管理賦課金制度の周知	財政5カ年計画案の取りまとめ。 用水組合と調整面積での賦課。	財政計画の機関決定と経費縮減の視点と実態を捉えた調整。 運用資金の整理と債券運用の有効研究。
・受益地の保持、水利権確保と耕作放棄地対策	非農地化による地区除外及び受益地加入要領の制定、運用開始。 区画整理事業の推進。	非農地化へ関係市農業委員会との調整、連携。水利権更新に向けた関係市との情報共有と連携。
・組織運営の充実と用水組合との連携強化	水土里茶話会、用水組合会議の開催、用水組合アンケート調査。 事務局2課体制への改編。	用水組合への適切な助言・指導。 水土里茶話会、用水組合会議の開催により要望聴取、課題の整理と対応策の検討。

用水組合管理施設の補修整備と用水組合支援制度について

施設の補修整備と用水組合支援制度



県営事業により造成されたポンプ設備や電気設備については、長年の利用に伴い老朽化が進み、ポンプモーターが焼損するなどの不具合が近年発生しています。

そのほか、ファームポンドを囲むフェンスの腐食や、茶園に設置されたスプリンクラー施設の劣化についても報告を受けています。

そこで、畑地かんがい施設の長寿命化を図ることを目的とした補修整備計画を令和元年度に土地改良区で作成し、今後毎年度、施設管理を行っていただいている用水組合の意向を確認しながら、補修整備に関する実施要望を聞き取っていきます。

聞き取った要望は、実施に向けて関係機関と協議

を行う中、実施事業の選択や実施年度を検討していきます。

また、用水組合の負担軽減を図るため、計画的に行う1工事50万円以上の補修整備工事に対し、国・県の補助金を差し引いた地元負担金の1/2を土地改良区が費用負担するための支援制度が令和元年度に制定しました。

ただし、1工事当たりの支援上限額は250万円となります。

農業情勢は大変厳しい状況となっておりますが、今後も貴重な水資源を有効に利用していただけるよう、畑地かんがい施設の維持管理について、ご理解とご協力をお願い致します。

ファームポンド流入施設の修繕

令和元年度に管理区分を見直し、これまで用水組合で修繕等のご負担をいただいていた流入施設については、土地改良区で修繕を行うこととなっております。

修繕については、管の取替やフロートバルブのメンテナンス等を行い、良好な機能維持を図ります。

また、日常の監視・操作・点検につきましては、引き続き用水組合で管理していただき、不具合があった場合には、土地改良区へご連絡下さい。



フロートメンテナンス



フロートメンテナンス



流入管修繕 施工前



流入管修繕 施工後

お茶への効果的なかん水方法について

図1



図2

～干ばつ時の生育における不可逆的な形態変化～
新芽が干ばつで生育すると、水分の消失を防ぐため、葉面積が縮小（形状は細くなる）、葉肉が厚くなり、その伸長が抑制されます。
干ばつが状態が改善されても元に戻ることはありません。

試験

① 7月上旬～8月上旬 秋整枝量
② 8月上旬～8月下旬 干ばつ処理 700kg/10a
③ 9月上旬～9月下旬
④ 全期間かん水 900kg/10a

※全区で7/10以降に降雨遮断、①～③は一定期間を除きかん水チューブでかん水

翌年一番茶への影響

干ばつ処理期間	萌芽期	収量	品質	新芽数	生育期
① 7月上旬～8月上旬	4/10	716kg	a	47本	三番茶芽生育期
② 8月上旬～8月下旬	4/09	834kg	b	54本	三番茶芽生育期中期
③ 9月上旬～9月下旬	4/10	741kg	ab	51本	四番茶芽生育期
④ 全期間かん水	4/10	782kg	b	52本	

新芽数は20cm×20cm以内の芽数、
収量は同一英小文字に有意差なし
茶業研究センター資料による

図3

試験結果から

夏季において干ばつ対策が重要な時期は
7月、9月の新梢が生育している期間
特に三番茶芽の生育期
7月は徹底した対策が必要です！

効果的なかん水の方法は

7日間隔で25～30m³/10aをかん水
(かん水は、pF2.3で開始)
※畑総事業で設置のスプリンクラーでは、一回8時間のかん水することで約33m³/10aの散水ができます。

最近では安価で生産者施工ができるかん水チューブもあります。
1畝当たり2本の場合：5～10m³/10a、2～3日間隔(pF2.0～)
茶業研究センター資料による

図1の降雨状況で、特に平成6、7年は3週間も続くような非常に厳しい干ばつでしたが、近年においても2週間程度続くような少雨の連続は発生しています。

このような中で、静岡県農林技術研究所茶業研究センターで実施された図2の試験で①～③の時期に干ばつ処理した圃場と、④全期間かん水した圃場の比較をされています。結果、翌年一番茶への影響では、7月と9月の干ばつが、翌年一番茶に対する与える影響が大きいとのことで、特に7月には徹底したかん水対策が必要であるとの研究結果でした。スプリンクラーやレインガン、これからはチューブかん水などの利用も検討いただくことも、収量を増やし、質のいいお茶をつくる一つの方法ではないかと考えます。

茶園からの転作について（近況報告）

5千ヘクタールを超える牧之原畑地総合整備土地改良区の受益の殆どは茶園ですが、そのお茶の取引価格は年々低迷し続け、茶業にとって大変厳しい時代となりました。

加えて、耕作者の高齢化、土地持ち非農家の増加などの問題も抱え、先人たちの苦勞によって開拓された牧之原大茶園は、明治の時代より150年経った今、岐路に立たされています。

そのような状況下、令和元年度に志太榛原農林事務所を中心とし、牧之原市、JAハイナン、当土地改良区の4者で、”牧之原台地における茶園から畑地への転作勉強会”なる組織が設立されました。

今後、当土地改良区受益地内で傾斜地など耕作放棄が進んでいる畑を中心に、転換作物の検討を行っていきます。

その第一弾として、去る5月に牧之原市勝間地内にあるアボガドの試験圃場の見学を行いました。

この圃場は、元々荒地となっていた土地を東海大学海洋学部の竹内教授らが整備を行い、アボガドやグアバなどの露地栽培の研究を行っている圃場です。

見学の際、竹内教授から、「静岡大学農学部の松本准教授、農林環境専門職大学の森口教授らと今年度から耕作放棄地再生のための共同研究を行い、新たな果樹の産地形成をこの地域で生み出していきたい」との話があり、今後“牧之原台地における茶園から畑地への転作勉強会”との連携をお願いしていきたいと考えています。

また、地域の若手農業者にも参画いただき、この地域の将来像について共に話し合っていければと考えます。



アボガド栽培について説明を行う東海大学の竹内教授



小さなアボガドの実（収穫時期は11月頃）



茶園跡地（傾斜地）の活用に関するミーティング

農地を農地以外に転用するときはこちらの手続きを！

●農地転用等するときに必要な提出書類

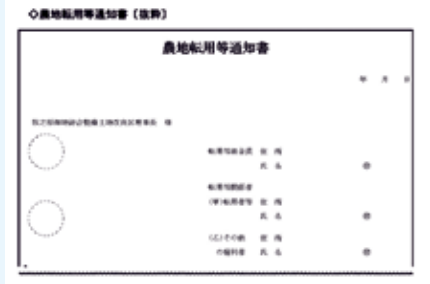


下記の場合に提出書類が、必要となります。

- 1 宅地や店舗等に転用する場合
- 2 公共用地（道路等）に転用する場合

【提出書類】

- 1 農地転用等通知書
- 2 確約書
- 3 資格得喪通知書



※令和元年度から様式が変わりました

組合員資格の変更には手続きが必要です！

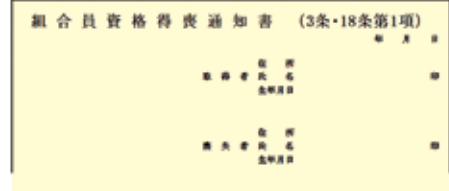
●組合員資格得喪通知書の提出が必要な場合



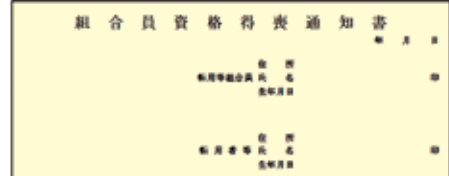
- 1 農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき
- 2 農地を農地以外に変更するとき
- 3 経営移譲年金を受給するとき

◎経営移譲年金を受給する場合(変更で既に完了していませんと農業委員会に提出する「届出書の変更等に関する確認書類」の手続きができません)

◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合 (様式-1)



◎農地を農地以外に変更した場合(農地転用等) (様式-2)



農地転用等通知書・組合員得喪通知書などの様式がダウンロードできます。

水土里ネット牧之原

検索

<http://midorinet-makinohara.com>

事務局からのお知らせ

「非農地」による受益地除外及び新規加入について

耕作放棄地により山林、原野化された受益地で、市の農業委員会が「非農地」と判断された土地が、地区除外対象受益地となります。

また、区画整理事業等の推進も計画されており、受益地への新規編入や受益地拡大の推進等を考慮し、受益地新規編入の制度を制定いたしました。

新規編入を行うには加入金の納入をお願いすることになります。

★受益地を地区除外・新規加入される場合は、いくつかの条件があります。

特別賦課金を繰上償還するには…

特別賦課金とは、各工区で実施した県営事業工事に伴う地元負担金のこととなりますが、用水組合等のご希望により繰上償還を行うことができます。

ただし、条件により繰上償還できない場合もありますので、希望する用水組合等は事前に土地改良区までお問い合わせください。

なお、申込手続きの締切は、繰上償還を希望する年度の前年12月末日になります。